





た時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることになった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりLTE無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールなど)についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。

5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第46条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定めるLTE無線通信サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等をする場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 LTE無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定にて定める以外は一切の責任を負わないものとします。

4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことがあります。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。

5 当社は第34条(提供の制限)をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかつた期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

### 第10章 雜則

#### 第47条(承諾の限度)

当社は、契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守するところ著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第48条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

端末設備(自営端末設備にあっては、無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。

4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でLTE無線通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

5 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

6 契約者は、LTE無線通信サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

(1)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為

(2)第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為

(3)第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為

(4)第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為

(5)第三者との同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為

(6)第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用をさ損する行為

(7)第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為

(8)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

(9)大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為

(10)第三者又は当社の設備などを無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為

(11)法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為

(12)詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為

(13)無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧説する行為

(14)事実に反する情報を送信・掲載する行為

(15)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為

(16)約款に違反する行為その他のインターネットの運営を妨げるすべての行為

(17)本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為

(18)その他、当社が不適切と判断する行為

7 契約者は、第1項から第4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は破損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。

9 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、譲渡、売買などをすることはならないものとします。

10 契約者はサービスを利用するに必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

11 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

#### 第49条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することになります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

#### 第50条(法令に規定する事項)

LTE無線通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第51条(閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第52条(通信の秘密)

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

2 刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務

を負わないものとします。

#### 第53条(契約者に係る情報の取扱い)

当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。また、お客様の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。

2 当社がお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。

(1)新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供

(2)サービスを開始、継続、又は終了するため必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行

(3)お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、メンテナンス情報などの送付

(4)電子メール、ダイレクトメールなどを通じた、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動

(5)サービスの新規企画・開発・顧客満足度の向上を目的とした調査分析

(6)個人を識別できない開示用統計データの作成

3 当社はお客様が、LTE無線通信サービスにお申込みの場合は、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を金融機関に提供します。

4 当社は前三項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

5 当社はお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。

(1)サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務

(2)通信・ネットワークの設定・管轄業務

(3)請求書・連絡文書などの配達業務

(4)ダイレクトメールなどの販売促進業務

(5)ヘルプデスク業務

(6)料金督促業務

6 お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。

7 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター(フリーダイヤル0120-481-274)にどうぞお問い合わせください。

#### 別記

1 LTE無線通信サービスの提供区域等

当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。

#### 2 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設であって自主放送を行なう者
3通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

#### 3 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

#### 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

#### 4 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1)認証情報の登録等を行うとき。

(2)LTE無線通信サービス契約約款第24条又は第29条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(3)電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

#### 5 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
阪神ケーブルエンジニアリング株式会社

#### 附則

#### (実施期日)

この約款は、2019年10月1日から実施します。

## 《Hai connect無線通信サービス料金表》

### 通則

(料金の計算方法)

1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

(端数処理)

2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。

4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金)

5 この料金表に係る料金について支払いをする額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。

(料金等の臨時減免)

6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することができます。

7 当社は、料金等の減免を行ったときは、LTE無線通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

クレジットカード支払いに関する特約

1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

5 契約者は、第1項にかかわらず、当社が承諾した場合は、第1項に定める方法以外の支払方法によることができるものとします。この場合、当社は、契約者に、当社が指定する金額の保証金の差入れを求めることができるものとします。契約が終了したときまたは支払方法を第1項に定める方法に変更したときは、当社は速やかに保証金を契約者に返します。ただし、契約者が当社に弁済すべき債務がある場合には、当社は保証金からその債務に相当する金額を差し引くことができるものとします。

### 別表

第1表 LTE無線通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条(基本使用料の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

1契約ごとに

項目	料金額
基本使用料	通常プラン 月額2,760円

### 第2 手続きに関する料金

区分	単位	料金額
新規加入手数料	初回登録時のみ	2,000円
無線機器機種変更手数料	無線機器の機種を変更する際、支払を要する料金	1,500円/1台 1回につき
休止料	LTE無線通信サービスの利用を休止するときに支払を要する料金	月額690円/1台につき
違約金	利用開始月より6ヶ月以内で契約を解除するときに支払を要する料金	月額利用料×残余期間 ※残余期間とは、最低利用期間より暦月を経過した月数を差し引いた月数を指します
弁済金	本体(SIMカード含む) SIMカードのみ	19,000円/1台につき 3,000円/1台につき

※料金表金額は税抜表示です。消費税相当額は含みません。

附則

(実施期日)

この料金表は2019年10月1日より実施します。